

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第51号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年1月20日 07時45分ごろ	
発生場所	島根県隠岐郡隠岐の島町、白島埼灯台から真方位075° 7.2海里付近 (概位 北緯36° 22.1′ 東経133° 25.5′)	
事故等調査の経過	平成21年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 富喜丸、19トン SN2-2850、有限会社富喜丸水産 B 漁船 福栄丸、2.24トン SN3-2310、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	B 左舷船尾防舷材き裂、スパンカー折損	
事故等の経過	A船は、島根県白島沖を漁場に向け約13ノットで航行中、B船は、パラシュートアンカーを投入し、漂泊して一本釣り中、A船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 A船には損傷なく、B船は左舷船尾部が損傷したが、両船ともに航行に支障なく、浸水、油の流出、負傷者はなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、航行中、前路の適切な見張りを行わず、B船は、漂泊して一本釣り中、周囲の適切な見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂泊中、両船がいずれも適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	